表二十三名古屋医専医療専門課程看護保健学科Ⅰの項中「平成二十四年三月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十六大原簿記法律専門学校京都校商業実務専門課程税理士・会計士学科（４年制）の項の次に次のように加える。

京都医健専門学校医療専門課程作業療法科	平成二十八年三月一日

表二十六京都中央看護保健専門学校看護・保健専門課程（統合カリキュラム）看護保健学科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表〈専〉京都建築大学校工業専門課程建築学科の項の次に次のように加える。

（専）京都中央看護保健大学校看護・保健専門課程（統合カリキュラム）看護保健学科	平成二十四年四月一日

表二十七医療法人高寿会近畿リハビリテーション学院医療専門課程第二理学療法学科の項の次に次のように加える。

上田安子服飾専門学校ファッション専門課程ファッション・プロデュース学科	平成二十八年三月一日

表二十七大阪医療福祉専門学校教育・社会福祉専門課程医療福祉管理学科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表大阪保健医療大学附属大阪リハビリテーション専門学校医療専門課程作業療法学科（昼間部）の項、大阪保健医療大学附属大阪リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項、大阪保健医療大学附属大阪リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項及び大阪保健医療大学附属大阪リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（夜間部）の項中「平成二十一年四月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表大阪リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（夜間部）の項の次に次のように加える。

大阪リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（夜間部４年制）	平成二十四年四月一日

表二十七コンピュータ総合学園ＨＡＬ専門学校コンピュータ総合専門課程ミュージック学科の項の次に次のように加える。

清風情報工科学院工業専門課程コンピュータ総合学科（４年制）	平成二十三年四月一日

表二十七清風情報工科学院工業専門課程総合コンピュータ学科（４年制）の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十八トヨタ神戸整備専門学校工業専門課程高度自動車科の項の次に次のように加える。

日本工科専門学校工業専門課程一般自動車工学科	平成二十五年三月一日

表三十三岡山医療福祉専門学校看護・保健専門課程（統合カリキュラム）保健看護学科の項中「平成二十一年四月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表三十六国医療専門学校医療専門課程保健看護学科の項の前に次のように加える。

穴吹医療大学校医療専門課程保健看護学科	平成二十四年四月一日

表三十六専門学校穴吹医療カレッジ医療専門課程保健看護学科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表三十八龍馬看護ふくし専門学校医療専門課程看護学科の項中「平成二十二年三月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表四十二ＩＥＣ九州国際カレッジ専門学校文化教養専門課程総合英語ビジネス学科（昼間課程）の項及びＩＥＣ九州国際カレッジ専門学校文化教養専門課程総合スポーツ科学学科（昼間課程）の項を削り、同表専修学校熊本ＹＭＣＡ学院社会福祉専門課程社会福祉学科の項中「平成二十四年四月一日」の下に「（平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

専門学校ＩＥＣ熊本国際大学校文化教養専門課程総合英語ビジネス学科	平成二十五年三月一日
専門学校ＩＥＣ熊本国際大学校文化教養専門課程総合スポーツ科学学科	平成二十五年三月一日

表四十二専門学校湖東カレッジ唐人町校教育社会福祉専門課程人間福祉学科の次に次のように加える。

ヒロ・デザイン専門学校服飾専門課程プロフェッショナル・デザイン科	平成二十七年三月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第五十四号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十三条の二第一項の規定により、次に掲げる者を同項の登録濃度確認機関として登録したので、同法第四十五条の二第二号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第八十五条の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

氏名又は名称	住所	濃度確認業務の内容	濃度確認業務を行う事業所の所在地	登録した年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十三条の二第一項の規定に基づき、放射性汚染物に含まれる放射線を放出する同位元素についての放射能濃度が所定の基準を超えないことについて確認する業務	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号	平成二十五年三月十一日

○厚生労働省告示第七十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の三第一項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、その名称を次のとおり公表する。

平成二十五年三月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

通し番号	名称	整理番号
21894	（アクリルアミド・アクリル酸共重合物のナトリウム塩）と（1，3，5―トリアジン―2，4，6―トリアミン・ホルムアルデヒド・メタノール重縮合物）の反応生成物	9―2806